

令和8年度豊中市立小・中学校照明設備LED化業務公募型プロポーザルにかかる質問事項に対する回答			
No.	タイトル	質問	回答
1	仕様書5／募集要項1(5)	現地調査実施期間について、仕様書ではAグループが令和8年9月上旬から、Bグループが令和8年10月からと記載されていますが、募集要項ではAグループが令和8年9月下旬から、Bグループが令和8年12月からと記載されています。どちらが正の現地調査実施期間かご教示ください。	募集要項の記載を正とします。Aグループは令和8年9月下旬から11月末、Bグループは令和8年12月から令和9年3月上旬です。仕様書は修正します。
2	仕様書5・6／募集要項1(5)(6)	優先交渉権者決定後、Bグループの施設をAグループへ変更する場合、変更対象施設及び数量を決定する時期をご教示ください。 また、変更した施設の賃貸借期間は9年から10年へ変更されるのか、賃貸借料の上限額は変更されるのかをご教示ください。 変更に伴い調査・施工体制、資材調達費又は金融費用等に影響が生じる場合は、契約金額及び履行期間について協議できるとの認識でよろしいでしょうか。	BグループからAグループへの変更の有無及び対象施設については、優先交渉権者決定後、契約締結までに発注者と協議のうえ決定します。変更した施設には、Aグループの契約条件（設置時期、賃貸借開始時期及び賃貸借期間）を適用します。この変更は施工時期の調整を目的とするものであり賃貸借料上限額の変更は行いません。
3	仕様書5・13	本業務で締結を予定している覚書案及び賃貸借契約書案をご開示いただくことは可能でしょうか。開示が困難な場合は、契約解除、契約金額変更、違約金、損害賠償時の取扱い等の主要な 契約条件をご教示ください。	覚書案及び契約書案の公表予定はありません。契約条件は募集要項、仕様書及び契約時の協議によります。
4	仕様書5・13	本契約は、債務負担行為に基づく契約又は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約のいずれでしょうか。長期継続契約の場合、翌年度以降の予算の減額又は削除等により契約を解 除する際の、未経過賃貸借料、金融費用、撤去費用その他受注者に生じる損害の取扱いをご教 示ください。	本契約は、債務負担行為に基づき締結する予定です。このため、ご質問の翌年度以降の予算の減額又は削除等を理由とする契約解除については想定しておりません。
5	仕様書5／募集要項5(6)・6(3)	覚書締結後に現地調査を実施した結果、発注者の都合又は受注者の責めに帰さない理由により 賃貸借契約の締結若しくは業務の履行が困難となった場合、既に実施した現地調査、設計及び 資料作成等の費用の精算並びに辞退手続、違約金又は入札参加停止等の取扱いをご教示ください。	募集要項及び仕様書に記載のとおり、優先交渉権者決定後に覚書を締結し、現地調査を実施したうえで、協議により業務内容を確定し、賃貸借契約を締結する予定です。契約締結前に発生した費用については、原則として優先交渉権者の負担とします。ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合、その他特別な事情がある場合は、個別の事案に応じて協議します。なお、辞退する場合は書面により届け出てください。
6	仕様書3・5・6・8	現地調査の結果、対象数量、交換方式、仕様又は工事内容が様式第11号の記載から増減した場合は、企画提案時の見積内訳又は協議した単価を基礎として、契約金額を増減するとの認識でよろしいでしょうか。	現地調査結果に基づき対象数量等を確定します。契約金額の取扱いについては、提案内容、現地調査結果及び契約協議の内容を踏まえ決定します。
7	仕様書6／募集要項1(6)	小学校及び中学校ごとに賃貸借上限額が設定されていますが、現地調査後の実数量により一方の区分が上限額を超える場合、賃貸借料総額の上限内で、小学校と中学校の金額を調整することは可能でしょうか。	小学校及び中学校の賃貸借上限額については、それぞれ募集要項及び仕様書に記載の金額を上限とします。 小学校及び中学校の区分間で賃貸借料上限額を相互に調整することはできません。
8	仕様書8・13（責任分担表）	学校行事、施設への立入り制限、発注者の指示又は承認の遅延等、受注者の責めに帰さない理由により工事が遅延した場合は、設置期限及び賃貸借開始日の変更並びに追加費用について協議するとの認識でよろしいでしょうか。	学校行事や施設利用状況等を踏まえた工程調整は受注者の業務範囲に含まれるため、これらを理由とした工期延長や追加費用は原則として認めません。 ただし、発注者又は受注者の責に帰することができない特別な事情が生じた場合は、対応について協議します。
9	仕様書13（責任分担表）	社会・経済情勢の急激な変化、メーカーの生産停止、部品不足又は物流障害等、受注者が合理的な対策を講じても回避できない理由により資材納期が遅延した場合は、客観的な資料を提出 したうえで、設置期限、賃貸借開始日、契約期間及び追加費用等について協議できるとの認識 でよろしいでしょうか。また、この場合の遅延損害金又は入札参加停止等の取扱いをご教示く ださい。	仕様書13に記載のとおり、天災や経済状況の大幅な変動など、受注者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者で協議するものとします。遅延損害金及び入札参加停止等の取扱いについては、提出された客観的資料及びその時点の状況を踏まえ、個別に判断します。
10	仕様書13／募集要項5(1)14	Bグループは企画提案から賃貸借契約締結まで長期間となりますが、企画提案時の見積金額を 契約締結時まで固定する必要がありますでしょうか。現地調査による仕様変更又は著しい資材 費、労務費、金利等の変動が生じた場合の取扱いをご教示ください。	契約金額は提案内容及び現地調査結果を踏まえ契約協議において決定します。なお、著しい社会経済情勢の変動等への対応については、仕様書13に記載のとおり取り扱います。
11	契約条件・豊中市財務規則	契約保証金の算定対象額及び保証率をご教示ください。また、過去の契約実績等により納付免除となる場合の要件、実績に求められる契約内容及び履行状況並びに履行保証保険等による代替の可否をご教示ください。	契約保証金については、豊中市財務規則に基づき取り扱います。 募集要項8(3)に記載のとおり、受託者は、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うものとします。ただし、同規則に定める契約保証金の納付免除要件に該当する場合は、この限りではありません。

12	募集要項3(12)	募集要項3(12)の「一社で提案を行う場合はこの限りではない」とは、一社で事業役割、施工役割及び調査設計役割等を担い、各参加資格を満たす場合は、市内に本店を置く施工事業者を含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、施工役割を複数社で担う場合は、市内に本店を置く事業者を共同事業体の構成員として一社以上含める必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	募集要項3(11)	施工役割に必要な「特定建設業許可」とは、建設業法上の電気工事業に係る特定建設業許可との認識でよろしいでしょうか。また、施工役割を複数の構成員で担う場合、施工役割を担うすべての構成員が当該許可を有する必要がありますでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	募集要項3(10)(13)(14)・5(1)4	参加資格及び業務実績について、共同企業体の構成員として実施した実績、元請事業者から受託した実績又は支店・営業所が担当した実績も、当該法人の実績として認められますでしょうか。また、契約書、注文書、業務実績証明書等の証明書類を企画提案書に添付する必要がありますでしょうか。	法人としての実績であれば認めます。また、企画提案書提出時に契約書等の証明書類の添付は不要です。ただし、必要に応じて、後日、実績を確認できる資料の提出を求める場合があります。
15	募集要項3(9)	同一企業グループに属する複数の法人が、それぞれ単体又は異なる共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加することは可能でしょうか。参加制限がある場合の判断基準及び、判明した場合の応募無効又は入札参加停止等の取扱いをご教示ください。	募集要項3(9)において参加を制限しているのは、同一の事業者が単体又は複数の共同事業体の構成員として参加する場合です。なお、募集要項において同一企業グループに属する法人の参加を制限する定めはありません。なお、募集要項3(9)に抵触することが判明した場合は失格として取り扱いますが、当該事由のみをもって直ちに入札参加停止の対象となるものではありません。
16	募集要項2・3	企画提案書提出後、構成員の倒産、辞退その他やむを得ない事情が生じた場合、同等以上の資格・実績を有する事業者への構成員変更について、発注者と協議することは可能でしょうか。	企画提案書提出後の構成員の変更は原則として認めません。ただし、倒産その他やむを得ない事情があり、発注者が認める場合は、同等以上の資格及び実績を有する事業者への変更について協議することがあります。
17	募集要項5	応募書類の紙媒体は正本1部のみの提出でよろしいでしょうか。副本が必要な場合は必要部数をご教示ください。また、紙ファイルへの綴じ込み、目次、各項目の表紙及びインデックスの要否をご教示ください。併せて、参加表明後にやむを得ず参加を辞退する場合の入札参加停止等の取扱いをご教示ください。	応募書類は、募集要項に記載のとおり正本1部を提出してください。なお、製本方法、インデックス等について特段の指定はありません。参加表明後の辞退について、募集要項に入札参加停止等の定めはありません。
18	仕様書3（表1）／様式第11号	仕様書の対象器具一覧では誘導灯器具が対象外とされていますが、様式第11号には誘導灯の器具交換が記載されている施設があります。誘導灯器具は本業務の対象でしょうか。対象となる場合、既存の消防関係届出書類の閲覧可否及び消防署への届出等に係る業務・費用が本契約に含まれるかをご教示ください。	誘導灯は本業務の対象外です。様式11は修正します。
19	仕様書7・様式第11号	照明器具の交換にあたり、様式第11号又は既設器具にガード、ルーバー、チェーン等の付属品が設置されている場合、これらも新品への交換対象でしょうか。それとも、安全性及び適合性を確認したうえで既存流用が可能でしょうか。	安全性及び適合性に支障がなければ既存流用を可とします。
20	仕様書7(3)(4)	複数メーカーの製品を組み合わせる場合、採用するすべてのメーカーがJIL5004の「ベースライト型」「ダウンライト型」「高天井型」のすべてに登録対応機種を有する必要がありますでしょうか。それとも、提案全体として当該条件を満たせばよいでしょうか。また、仕様書7(4)の「ISO09001」は「ISO9001」を指すとの認識でよろしいでしょうか。OEM製品又は海外工場で製造される製品は、実際の製造工場の認証書を提出することで要件を満たしますでしょうか。	複数メーカーの製品を組み合わせる提案することは可能です。仕様書に記載する内容は、本業務で求める性能、品質及び維持管理性の水準を示したものであり、特定メーカーに限定する趣旨ではありません。提案にあたっては、提案全体として仕様書の要件を満たしていることを示してください。また、仕様書7(4)の「ISO09001」は「ISO9001」の誤記であり、仕様書を修正します。OEM製品又は海外工場で製造される製品については、実際の製造工場の認証状況が確認できる資料を提出してください。
21	仕様書7(5)	「照度及び色温度は既設照明器具と同等以上」とありますが、照度は既設器具のカタログ値、現地測定値又は照明計算値のいずれを基準としますでしょうか。また、色温度について許容される範囲をご教示ください。	照度については、既設照明器具の仕様を基準として、同等以上を確保してください。色温度については既設照明器具と同等程度を想定しています。
22	仕様書7(6)・8③(17)	学校環境衛生基準を満たすべき対象は、普通教室、特別教室、体育館、黒板面等などの範囲でしょうか。また、既設設備の状態で基準を満たしていない箇所について、器具増設や配線改修が必要となる場合は、現地調査後の協議対象との認識でよろしいでしょうか。	学校環境衛生基準については、本業務でLED化を行う対象箇所において考慮するものとします。なお、本業務は既設照明設備のLED化を目的とするものであり、学校環境衛生基準を満たすための器具増設や大規模な配線改修を前提とするものではありません。

23	仕様書7(13)・9(2)ウ	既設の調光・調色機能を継続するため、新たな制御装置、灯具端末、信号線、電源工事又は設定調整等が必要となった場合は、現地調査後に工事内容及び契約金額を協議するとの認識でよろしいでしょうか。また、現時点で導入を想定している照明制御方式、対象施設及び予定数量をご教示ください。	既設照明器具が調光・調色機能を有する場合は、仕様書7(13)に記載のとおり、原則として既設と同等の機能を有する器具としてください。なお、別途工事が発生する場合は、使用部品、調光方法及び工事方法について協議するものとします。 また、現時点で発注者において調光・調色設備の対象施設及び数量は把握していません。
24	仕様書7(11)・8③(13)	既設照明器具を活用し、安定器をバイパスして直管型LEDランプを設置する場合、切り離れた既設安定器は安全上支障がない状態で器具内に残置することが可能でしょうか。撤去が必要な場合は、その範囲及び処分方法をご教示ください。	安定器をバイパスしたうえで、安全上支障のない方法で施工してください。なお、やむを得ず既設安定器を器具内に残置する場合は、短絡、誤接続、発熱、感電等のおそれが生じないよう確実な固定、配線端末の絶縁処理、誤接続防止措置その他必要な安全対策を講じてください。また、撤去した安定器を処分する場合は、関係法令に基づき適切に処分してください。
25	仕様書3・8③(9)(10)(16)／募集要項5(1)14／様式第11号	現地調査の結果、様式第11号の「照明有無要確認」箇所、ランプ交換予定器具又は天井吊下げ型器具の5％想定を超える器具交換、既設部品の劣化若しくは落下防止措置が必要な箇所が判明した場合は、発注者と対象数量及び施工方法を確認し、実数量に応じて契約金額を増減するとの認識でよろしいでしょうか。	現地調査の結果、様式第11号の記載内容と現況に相違がある場合は、仕様書8①(3)に基づき照明リストを修正し、発注者と協議してください。契約金額の取扱いについては、提案内容、現地調査結果及び契約協議の内容を踏まえ決定します。
26	仕様書8③(10)	パイプ天井吊下げ型照明の劣化時は埋込型へ変更するとありますが、天井構造、アスベスト、天井内設備等により埋込型への変更が困難な場合は、直付型又は吊下げ型器具への交換等、別方式を協議することは可能でしょうか。	天井構造、アスベストの有無又は天井内設備の状況等により埋込型への変更が困難な場合は、直付型又は吊下げ型器具への交換等、現場条件に応じた施工方法について発注者と協議してください。
27	仕様書8③(2)	取替作業に含まれる「軽微な工事、補修等」の具体的な範囲をご教示ください。天井ボード交換、塗装、開口補修、下地補強、配線延長、回路増設その他通常の器具交換又はランプ交換を超える工事は、原則として現地調査後の協議対象との認識でよろしいでしょうか。	軽微な工事・補修とは、照明器具の取替に伴い必要となる配線接続、取付け、調整及び補修等を想定しています。 なお、天井ボードの大規模な補修・交換、下地補強、回路増設等、照明器具の取替を超える工事が必要な場合は、発注者と協議するものとします。
28	仕様書8③(21)	撤去対象となる既設照明器具は豊中市所有の設備との認識でよろしいでしょうか。リース物件等の第三者所有物が含まれる場合は、所有者との調整、撤去承諾及び処分費用は発注者の負担又は別途協議となるとの認識でよろしいでしょうか。	撤去対象設備は市所有設備と認識しています。
29	仕様書8②／様式第11号	各室及び屋外照明の設置高さ並びに仮設足場の必要箇所をご教示ください。現地調査の結果、様式第11号に記載のない足場、高所作業車等が必要となった場合は契約金額変更の協議対象との認識でよろしいでしょうか。また、工事車両の駐車場所、資材・撤去品の一時保管場所及び工事用電力・水の使用条件をご教示ください。	各室及び屋外照明の設置高さ並びに仮設足場の必要箇所については、貸与資料及び現地調査により確認してください。 工事車両の駐車場所、資材・撤去品の保管場所等については、契約後に発注者及び学校と調整するものとします。 また、工事用電力及び水等の費用については、仕様書8②(4)のとおり受注者の負担とします。 現地調査の結果、貸与資料と現況に相違がある場合は協議するものとします。
30	仕様書8①(2)(3)・8③(25)	現地調査、施工計画及び測定を行うため、既存の照明平面図、器具表、分電盤回路図、単線結線図、系統図その他電気設備図を、優先交渉権者にPDF又はCADデータで提供いただくことは可能でしょうか。	優先交渉権者には、業務遂行に必要な範囲で発注者が保有する資料を提供します。なお、図面等については著作権その他の権利関係により提供できない場合があります。
31	仕様書8③(7)(25)(27)	施工前後の絶縁抵抗、電流値及び照度の測定について、対象範囲、測定単位、測定点数、測定位置、測定条件及び提出様式をご教示ください。また、絶縁抵抗測定等に必要な照明回路の停電は可能でしょうか。停電時の仮設照明は不要との認識でよろしいでしょうか。	測定方法、測定箇所、提出様式等の詳細については、契約後に発注者と協議のうえ決定します。 なお、停電の実施方法等については、施設運営への影響を踏まえ、契約後に学校と調整するものとします。
32	仕様書8③(22)(23)	アスベストについて、発注者が保有する事前調査結果、分析結果、レベル区分、対象範囲又は改修履歴をご提供いただくことは可能でしょうか。また、提案時に数量を特定できない分析、除去、運搬、処分、天井復旧等又は「みなし施工」の範囲を超える対策が必要となった場合は、現地調査後に実数量及び費用を協議するとの認識でよろしいでしょうか。	発注者が保有するアスベストに関する資料については、優先交渉権者に提供します。 ただし、資料の保有状況は施設によって異なります。 分析、除去、運搬、処分及び復旧等の具体的な対応については、現地調査結果及び関係法令を踏まえ協議するものとします。

33	仕様書8③(21)	PCB含有の確認について、銘板、製造年月日及びメーカー情報による判定で含有の可能性を否定できない場合に、分析調査が必要となるのでしょうか。分析費用、梱包費用、指定保管場所 までの運搬費用及び保管方法の負担区分をご教示ください。また、PCB含有物の最終処分は発注者が行うとの認識でよろしいでしょうか。	PCB含有の有無については、仕様書8③(21)に基づき確認してください。 PCB含有物と判明した場合は、発注者が指定する場所へ保管するものとします。 また、最終処分については発注者が行います。 その他の取扱い及び費用負担については、確認結果を踏まえ協議するものとします。						
34	仕様書10	保守について、定期点検又は年次点検は不要であり、不点灯等が発生した際の都度対応を基本とするとの認識でよろしいでしょうか。また、通常時及び緊急時の初動対応時間並びに、既設配線、既設設備又は既設器具の経年劣化に起因する不具合が確認された場合の責任分担及び費用負担をご教示ください。	定期点検は求めておらず、不具合発生時の対応を基本とします。 また、既設配線や既設設備等の経年劣化に起因する不具合については、原因を確認したうえで、責任の所在に応じて対応するものとし、判断が困難な場合は協議するものとします。						
35	仕様書9(2)エ・10(4)(5)・13	動産総合保険等について、付保対象、保険金額、免責金額及び補償範囲は、受注者が加入可能な一般的な保険条件によることでよろしいでしょうか。また、再調達価額を補償する新価型の加入を想定されていますでしょうか。照明器具の落下等により施設利用者又は第三者に人的・物的損害が生じた場合に必要となる第三者賠償責任保険の条件及び責任分担も併せてご教示ください。	動産総合保険等については、本業務の履行に支障が生じないよう、受注者の責任において、付保対象、保険金額、免責金額及び補償範囲を適切に設定してください。再調達価額を補償する新価型の保険加入を必須条件とするものではありませんが、LED照明器具に不具合が生じた場合においても、契約の履行及び必要な復旧対応に支障が生じない保険内容としてください。 また、照明器具の落下等により施設利用者又は第三者に人的又は物的損害が生じた場合に備え、受注者は、必要に応じて第三者賠償責任保険その他適切な保険に加入してください。 当該損害に係る責任分担については、施工、保守管理の状況、製品不具合の有無、その他個別の事情を踏まえ、契約書、仕様書及び関係法令に基づき個別に判断するものとします。						
36	仕様書11	賃貸借期間終了後は、LED照明器具を現状有姿で発注者へ無償譲渡し、受注者による撤去、原状回復又は賃貸借期間終了後の保証義務はないとの認識でよろしいでしょうか。また、無償譲渡を前提とした本件賃貸借物品に係る固定資産税の取扱い及び譲渡時に必要な書類をご教示ください。	ご認識のとおりです。なお、固定資産税その他税務上の取扱いについては、関係法令に基づき対応してください。						
37	募集要領 (2) 評価項目 配点について	配点に対する詳細数の均等配点の認識でよろしいでしょうか。 *配点15 ÷ 詳細数3 = 詳細数 1 項目5点 <table><tr><th>項目</th><th>詳細</th><th>配点</th></tr><tr><td>1. 業務実績・体制</td><td>・過去5 年間における同種業務の実績。 ・実施体制及び役割分担が明確になっているか。 ・責任をもって業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか。</td><td>15</td></tr></table> 3. 見積金額 配点15 について点数計算基準をご教示願います。	項目	詳細	配点	1. 業務実績・体制	・過去5 年間における同種業務の実績。 ・実施体制及び役割分担が明確になっているか。 ・責任をもって業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか。	15	本プロポーザルは、価格のみならず、業務実績、実施体制及び提案内容等を総合的に評価して優先交渉権者を選定するものであり、審査の公平性及び中立性を確保する観点から評価基準及び配点の詳細は公表しません。
項目	詳細	配点							
1. 業務実績・体制	・過去5 年間における同種業務の実績。 ・実施体制及び役割分担が明確になっているか。 ・責任をもって業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか。	15							
38	仕様書 7 更新照明器具 (物品) (5) について	「(5) 原則として、照度及び色温度は既設の照明器具と同等以上を確保できる製品とすること。」と記載ございますが、照度については照明器具光束、設置台数、取付高さ、建物・部屋の壁材質、測定条件等が関係いたします。本案件については同じ台数にて既設器具と同等仕様以上の製品とする認識でよろしいでしょうか。	原則として、既設照明器具と同数で、既設照明器具と同等以上の性能を有する製品を選定してください。なお、仕様書7(5)に記載のとおり、照度及び色温度については既設照明器具と同等以上を確保するものとします。						
39	仕様書 7 更新照明器具 (物品) (8) について	「(8) 施設ごとの消費電力削減量が既にLED化されているものを除き、50%以下となるように、LED照明器具を選定すること。」と記載ございますが、施設ごとの消費電力量につきましては照明以外の消費電力もふくまれます。本案件については既設照明器具をLED化した際の照明負荷のみの消費電力削減効果との 認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。						
40	仕様書 8 設置作業③ 取替工事について	「(4) 取替作業は、原則土曜日、日曜日、祝日、夏休み、冬休みの期間に作業を行うこと。」と記載ございますが、昨今の照明器具納期遅延や工期も限られており、やむを得ず平日作業も必要となる場合ご協議いただけますでしょうか。 また、各校の行事予定及び作業不可日をご提示いただくことは可能でしょうか。	取替作業については、仕様書8③(4)に記載のとおり、原則として土曜日、日曜日、祝日、夏休み及び冬休み・春休み期間に実施するものと思いますが、学校と調整のうえ、平日に実施することも可能です。なお、仕様書に春休みの記載がなかったため追記修正します。 また、学校行事予定及び作業不可日については、現時点で一覧の提供は予定しておらず、契約後に各学校と調整してください。						

41	仮設足場費用について	照明リストから想定できる仮設足場費用については見積に反映いたしますが、 落札後の現地調査により入札仕様書からは読み取ることのできない仮設足場必要箇所が発見された場合、金額変更等の協議の対象としていただけますか。 また、工事車両の駐車場所、資材・撤去品の一時保管場所及び工事用電力・水の使用条件をご教示ください。	No.29の回答を参照してください。
42	仕様書 1 3 発注者と受注者の責任分担(1) 基本的な考えについて	「業務が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。」 と記載ございますが、本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、昨今の公共施設LED化における発注過多、イラン情勢の影響により、各メーカーの納期遅延が発生することが予想されます。上記のような社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延する場合も上記に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者で協議するものとします。なお、具体的な対応内容については、その時点の状況を踏まえて判断します。
43	様式 1 1 誘導灯について	仕様書 表 1 対象器具では誘導灯×対象外と記載されておりますが、 様式 1 1 リストでは、LED交換方式；器具交換との記載多数見受けられます。 仕様書を正とし様式 1 1 リストを修正の認識でよろしいでしょうか。	No.18の回答を参照してください。
44	仕様書 8	受注者が代表企業（事業者）となり業務全般の取り纏めを行い、各役割りの調査会社・施工者（元請会社）・維持管理会社へ業務を委託し、施工者が技術者を配置する認識でよろしいでしょうか。	提案にあたっては、募集要項に定める各役割を明確にしたうえで実施体制を構成してください。施工者が技術者を配置してください。業務の再委任等については、仕様書12の定めによるものとします。
45	5.応募方法(1) 提出書式10提案書（保守管理）	「既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）において不点灯や発火等の不具合が発生した場合の責任の所在の考え方について記載すること」とあるが、大前提として、安定器バイパス工事をおこなった器具からの発火はありえないため、仕様書に安定器のバイパスを明確に指示し、安定期残置型の蛍光管LED器具は対象としないと規定すべきと考えますがいかががでしょうか？	照明器具に不具合が発生した場合の責任の所在の考え方を提案してください。
46	5.応募方法 (1) 提出書類 13.既設照明・提案LED 照明リスト及び試算表	器具の決定は、優先提案者の決定の後、現地調査を行い、施設管理者の方々との打ち合わせの後に最適の製品を選定するのが通常であり、企画提案書の時点で製品品番まで確定させて試算する事は、現地調査後に変更があることをご了解の上での指定だと考えてよろしいでしょうか。	企画提案書の時点では、様式第11号の内容に基づき、提案する製品仕様、型番、メーカー、定格光束値、消費電力及び数量を記載してください。なお、優先交渉権者決定後の現地調査結果を踏まえ、発注者との協議により変更となる場合があります。
47	5.応募方法 (1) 提出書類	「5％は、器具交換を行う。想定で見積もりを行うこと。」「吊り下げ型照明の5％は器具交換を行う想定で見積もりを行う。」とありますが、その理由をお知らせください。ランプ交換の場合で、ベースライトが老朽化していたり、ソケットがヒビが入っている場合などは、蛍光管タイプLED専用のベースライトとソケットとの交換が可能です。ここで書いてある器具交換とはそういう理解でよろしいでしょうか。ライトバータイプの器具を一体型器具との交換にすると、将来のライトバーのメンテナンスと照明環境上問題があるため、基本的な照明の製品と工法は統一すべきと考えますがいかががでしょうか。	現地調査前の提案であることから、既設照明器具の劣化状況等を考慮し、見積条件として一定割合の器具交換を見込むこととしています。なお、器具交換の具体的な方法については、現地調査結果及び仕様書を踏まえ決定するものとします。
48	6.選定方法 (2)評価項目 2.企画提案内容	保守管理において「既設照明器具を活用する場合（ランプ交換）において、不点灯や発火などの不具合が発生した場合の責任の所在の考え方について記載されており、妥当であるか。」とありますが、安定器のバイパス工事の後に発火するということは考えられず、経済産業省所管の公的機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）も、発火実験は45年を経過した安定器に通電している場合を発表しています。（NITEホームページ令和8年6月3日追加） 『古い蛍光灯器具内部の電気部品のうち、いわゆる“バイパス工事”により電気配線が切断された安定器から発火するおそれはありません。』 照明器具からの工事上での不具合、発煙、発火の可能性は、器具設置時点での配線での配線の挟み込みなどによって被覆が損傷した場合などには考えられますが、これはランプ交換でも器具一体型の交換でも起きる同じ現象であり、評価項目としてランプ交換についてのみありえない発火を記載させる事は事実誤認と考えますがいかががでしょうか。	原案のとおりとします。なお、当該評価項目は安定器からの発火を前提とするものではなく、既設照明器具を活用した場合に不具合が発生した際の対応体制、責任分担及び復旧対応の考え方を確認する趣旨です。
49	対象学校一覧	建築年を見ると、いずれも1960年代から80年代のものであり当然にアスベスト含有建材の可能性が高く、全ての施設において大気汚染防止法上の調査義務と工事費用の増大が生じます。よって、埋め込み型照明器具の器具一体型LEDへの交換は天井建材の切削がない場合以外には法律違反となる可能性がありますので、5％の器具一体型への見積もりについても、「管交換型工法は大気汚染防止法の対象にならない」という環境省の見解があるランプ交換型ベースライトへの器具交換での見積もりでよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。見積りにあたっては募集要項に定める条件に基づき積算してください。

50	7 更新照明器具（物 品）仕様(3)	「すべてのLED照明器具はJIL5004の公共施設用照明器具に登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。該当しないメーカーの製品については、これを受け付けない。」とありますが、海外のメーカーが参入できない規制については、政府の調達協定違反に該当する事になります。既にいくつかの自治体では、WTO協定違反の疑いから仕様書の変更、入札のやり直しなどを行っています。照明器具の選定については、プロポーザル提案の中で、性能や金額、保証期間等を総合的に算定して、評価すべきものであり、特定のメーカーに限定するような仕様は削除すべきと考えますがいかががでしょうか。	本仕様書はあくまでも一例であり、他メーカーを選択する提案をを妨げるものではありません。 「該当しないメーカーの製品については、これを受け付けない。」は誤りのため削除します。
51	8 設置作業③取替工事 (11)	ガイド301は、日本照明工業会が基本的にG13口金直管LEDに交換することを推奨せずに、器具一体型へ交換を前提に業界の意向として各条項を設定しているもので、経済産業省の監修も許可もされていません。「蛍光管との間違った交換がないよう安定器を取り外す」との記載がありますが、ベースライトの裏側についている安定器の有無によって、LEDか蛍光管かを判断するような事はありません。また簡易溶接されている安定器を取り外すためには取り付け金物ごと天井から外して作業する必要がある、アスベスト工事の対象と判定される可能性があり、作業時間も延び、金額も高額になります。全国で何億本の桁で採用されて事故事例がほとんど報告されていない管交換方法について、誤った指導をしている部分については協議により確認させていただくことでよろしいのでしょうか。	様式10号の「その他提案」にて、取替方法について提案をしていただくことは可能です。
52	8 設置作業③取替工事 (12)	膨大な数に登る照明に1灯ごとにシールを貼ることを、基本のメンテナンスマニュアルの中で簡便な判別シールを貼ることで代替する提案をして多くの自治体で採用されています。ほとんどの器具が一括でLED化されるのであれば、個別の識別のニーズも少ないため、協議させていただきたいと思いますがいかががでしょうか。	仕様書8③(12)に記載のとおり、交換後の照明器具には表示を行ってください。なお、表示方法については、維持管理上支障がなく、今回施工分を識別できることを前提に協議可能とします。
53	8 設置作業 ③取替工事(14)	「工事後に蛍光灯を装着しても、故障や火災のリスクが伴わない手法にすること」とありますが、片側給電方式のLED照明に蛍光管を装着しても、器具への故障も発火も起こりません。安定器をバイパスした片側方式を仕様で明記することで、この項目は必要なくなりますがいかががでしょうか。	様式10号の「その他提案」にて、取替方法について提案をしていただくことは可能です。
54	8 設置作業 ③取替工事(22)	「アスベスト含有のおそれがある天井ボード等の開口が必要な場合」とは、現在の開口部の拡大や切削を行う場合と考えてよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
55	8 設置作業 ③取替工事(27)	照明測定とその報告については、既存の照明種類と教室の企画が同様であれば、物理的に従来よりも明るくなることが保証されますので、代表となる主要な教室、体育館などのサンプリング報告でよろしいのでしょうか。	測定方法等の詳細は契約後に協議します。
56	1 0 保守等 (4)	「自然災害等によるLED照明器具の不具合を補填するため、保険（動産総合保険等）に加入すること。」とありますが、保険による保証の場合は原因査定のための期間は不点灯のままとなり、特約でない限りは、保険金の支払い金額で修繕費は不足することになります。不足する分を受注者の負担とするという、煩雑かつ保険会社との長期的な交渉が必要な動産保険よりもメーカーによる保証を優先することとして協議するべきと考えますがいかががでしょうか。	原案のとおりとします。
57	1 5 その他 (5)	「本市に本店を置く市内事業者の活用を受注者に求めるものとする。」とありますが、一方のグループに名前を連ねた市内業者は、他方の落札グループに参加することができなくなります。高額な工事の契約となるため、落札したグループが優先交渉権を獲得後に工事会社に委託することが現実的と考えますが、いかががでしょうか。	募集要項及び仕様書のとおりとします。